

市長意見の提出状況

((仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲と認められる地域
木更津市、市原市、袖ヶ浦市

- 2 市長意見について
 - (1) 木更津市
意見有り (別紙参照)

 - (2) 市原市
意見有り (別紙参照)

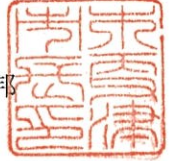
 - (3) 袖ヶ浦市
意見有り (別紙参照)

木環管第924号-4

令和2年9月7日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書
に対する木更津市長の意見について (回答)

令和2年7月6日付け環第170号で照会のありましたこのことについて、
別紙のとおり提出いたします。

木更津市環境部環境管理課

環境政策係 栗原

TEL : 0438-36-1443

FAX : 0438-30-7322

E-mail:kankyous@city.kisarazu.lg.jp





(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する木更津市長の意見

1 全般

- ・対象事業実施区域の前面海域には、東京湾に残った貴重な自然干潟である盤洲干潟が広がり、貴重な動植物の住処や良好な漁場である地域特性を考慮し、漁業関係者や地域住民からの意見や要望に配慮すること。
- ・対象事業実施区域周辺の地域は、同種の事業場が既に集中し立地していることを考慮し、総合的な環境への影響について予測・評価し、その影響について可能な限り回避・低減するよう努めること。
- ・予測・評価にあたっては、予測範囲内の海底の地形、海流の状況や特徴的な自然環境などの局所的な条件を加味し、最適なモデルを採用するとともに、その根拠を明記すること。
- ・現地調査について、平成29年までに行った調査結果を活用する計画となっているが、対象事業実施区域は、令和元年台風15号、19号および10月25日の大雨により、現況が著しく変化していると推測される。この現況について、再調査の可否を調査し、再調査が必要な項目については、現況の調査をすること。

2 大気関係

- ・対象事業実施区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年、光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、既存の発生源との複合的な影響、短期的高濃度時の予測、評価を行うこと。
- ・施設稼働時の排ガスに含まれる窒素酸化物について、ガスタービン起動時等の非定常時は、着地濃度が高くなるおそれも考えられることから、予測対象時期に非定常時を追加すること。
- ・煙突高さについて、200メートルからの変更であることから、低くすることについての影響を予測・評価すること。

3 騒音、振動関係

- ・当該事業の実施に伴い、木更津市内の道路についても建設中及び稼働後の大型車の交通量、自動車騒音、道路振動の増加が考えられることから、木更津市内の調査地点を追加すること。

4 水質関係

- ・対象事業実施区域の周辺海域への温排水による影響が懸念されることから、可能な限りその影響が小さくなる方法を採用した上で、既存施設からの温排水の影響を考慮し、総合的な予測・評価を実施すること。
- ・対象事業実施区域から盤洲干潟にかけては、海苔、貝類等の漁場となっており、事業実施に伴う漁場への影響が懸念されることから、「建設時の水の濁り」、「水温」、「流況」の調査地点及び予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大するとともに、調査の頻度と時期については、海苔、貝類等の生育状況に合わせて計画すること。

5 地球温暖化対策

- ・本事業が、環境負荷の小さい電気の供給を目的としているため、施設の稼働時の温室効果ガス量から、電力供給時の二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh) を予測すること。

6 海生動植物関係

- ・対象事業実施区域の周辺海域ではすでに立地、稼働している事業場からの温排水の影響を現在も受けており、当該計画の実施に伴い、さらに海水温が上昇することによる漁業や干潟の生物生息状況への影響が懸念されていることから、「海生動植物」の調査地点及び予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大するとともに、調査の頻度と時期については、海苔、貝類等の生育状況に合わせて計画すること。



市環管第1157号

令和2年9月9日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

市原市長 小出 譲治



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和2年7月6日付け環第170号にて照会のありました件について、別紙のとおり回答します。



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

市 原 市

この計画は、株式会社千葉袖ヶ浦パワーが、袖ヶ浦市中袖の出光興産株式会社所有地において、天然ガスを燃料とするガスタービン燃焼温度 1,650℃級のコンバインドサイクル発電方式(出力 200 万 kW)の設備を設置するものです。

当初計画されていた石炭火力発電と比べて硫黄酸化物、ばいじんの排出がなくなり、また窒素酸化物の排出量も減少する予定です。また、化石燃料の中で二酸化炭素の排出が最も少ない天然ガスを使用することと、発電効率が最も高いコンバインドサイクル発電方式を採用することにより、当初計画と比べ温室効果ガスの排出が抑制されています。

しかし、当該事業実施想定区域周辺には、住居、特別養護老人ホーム、学校、病院、及び公園等があり、火力発電所の建設及び稼動にあたっては、環境影響についてできる限り回避、低減を図る必要があります。また、自然災害等に起因する事故による、健康被害等も懸念されているところです。

したがって、今後の事業の実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる事業を実施していただくため、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

- (1) この計画に伴う環境影響を回避・低減するため、周辺住民等から得られた意見を十分勘案するとともに、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的見地に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (2) 調査、予測及び評価の手法のうち、調査実施済としている環境影響評価の項

目について、調査結果をそのまま利用することが適切かどうか検討し、必要に応じて再調査等を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

- (3) 対象事業実施区域周辺には、他に火力発電所の新設が見込まれており、環境への影響について、必要な情報の収集に努め、これらを踏まえた調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。

2 各論

(1) 大気質について

ア 逆転層形成時の影響について、事業実施区域周辺の年間を通じた気象状況や地形等、その地域特性を踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

イ 大気質に係る各環境要素について、事業実施想定区域周辺の年間を通じた気象状況や地形等を踏まえて調査範囲を設定し、その地域の特性に合わせた調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。

以上



袖環第1900号
令和2年9月10日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃から御指導や御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、令和2年7月6日付け環第170号で照会のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。





(仮称)千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価
方法書に対する市長意見

当該事業は、合計出力200万キロワットという天然ガスを燃料とする火力発電所である。

事業計画は、最新のコンバインドサイクル発電方式を採用しており、安価かつ環境負荷の少ない電気を安定供給することを目的としている。

しかし、事業計画地は、既に大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域にあり、施設から約1キロメートルの距離には住宅地も存在し、更に閉鎖性水域である東京湾に面するとともに、光化学スモッグが発生しやすい地域でもある。

これらのことから、事業者は、地域の特性を鑑み、当該事業について環境に最大限配慮する必要があるとあり、環境影響評価は、より慎重かつ詳細に行われるべきである。

袖ヶ浦市では、慎重に検討を行った結果、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画の具体化に当たっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、未利用の技術を含めた最良の利用可能技術の導入について検討し、天然ガス火力発電における先進的な役割を果たすよう努め、より一層の環境への負荷の低減を図ること。
- (2) 特に、閉鎖性水域である東京湾は、既に沿岸部に大規模工場が多く存在し、多量の温排水、温室効果ガス等が排出されるなど、環境への負荷が高い地域である。これら地域の特殊性を鑑み、温排水、温室効果ガス等の発生については、より一層の削減をするとともに、環境への負荷の低減が図られるよう望む。
- (3) 煙突の高さについては、複数案を比較検討し、環境への影響を予測及び評価すること。

2 各論

(1) 大気環境について

- ア 窒素酸化物については、環境基準への適合という観点にとどまらず、光化学スモッグの原因となり得ることから、その削減対策も考慮し、更なる排出低減を検討すること。
- イ 施設の稼働に係る騒音、振動及び低周波音については、屋外設置機器の諸元を明らかにした上で、類似施設の実態を確認することなどにより、事業実施に伴う環境への影響を予測及び評価すること。
- ウ 煙突の高さを80メートルとした理由については、周辺の他発電所で同程度の煙突の高さの実績があること、電気料金のコスト低減を図るため経済的な設計を図ることなどが挙げられているが、その影響を心配する市民の声は多いため、建物ダウンウォッシュによる環境への影響を含め、可能な限り多様なシミュレーションを行うなど、根拠を明確にして、市民に分かりやすく説明すること。

(2) 水環境について

- ア 東京湾は、閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出に当たっては、排出熱量の削減に努め、環境への負荷を最低限にすること。
- イ 温排水の拡散予測及びその評価については、潮汐、潮流等を考慮したそれぞれのケースについて行うこと。

(3) 温室効果ガス等について

- ア 最新の高効率発電設備を運用するなど、温室効果ガスの削減に取り組むこと。
- イ 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、先進的な二酸化炭素の低減技術（回収技術や貯蔵技術を含む。）について、技術開発の状況や国の方策等を踏まえ、導入を検討していくこと。
- ウ 二酸化炭素排出量の削減については、国の温室効果ガス削減目標に鑑み、長期的な視点を含めて検討するとともに、削減対策に関する記載は、市民に分かりやすいよう定量的な表現を用いること。

(4) その他について

供用時の事後調査については、大気環境や水環境のみならず、温室効果ガス等についても詳細かつ継続的に行い、その結果を市民に分かりやすい形で公表すること。

